

告示第 37 号

太子町産後ケア事業実施要綱（令和 7 年告示第 62 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 4 条第 1 項第 1 号中「宿泊させ、」の次に「母親の 3 食の食事の提供及び」を加え、同項第 2 号中「実施する。」を「実施するとともに、必要に応じて母親の食事を提供する。」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（利用日数等）

第 5 条 1 回の妊娠出産で利用できる日数、回数及び時間（以下「利用日数等」という。）の限度は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊型 0 時から 24 時までの利用を 1 日とし、7 日以内とする。

(2) 通所型 7 回以内。ただし、42 時間以内とする。

(3) 訪問型 7 回以内。ただし、14 時間以内とする。

2 利用日数等について、町長が特に必要と認める場合、前項の規定と同等数を限度として延長することができる。